

「結婚の自由をすべての人に」訴訟に対する大阪高等裁判所判決を受けた声明

2025年4月1日

特定非営利活動法人
大阪医療ソーシャルワーカー協会

法律上同性同士の婚姻を認めない民法および戸籍法の規定は日本国憲法違反であるとして、同性カップルが起こした「結婚の自由をすべての人に」訴訟の控訴審において、2025年3月25日、大阪高等裁判所は、現行法諸規定は憲法14条1項及び24条2項に違反するとの判決を下した。判決文においては、婚姻は必ずしも子を得ることを目的とするものではないことや、同性カップルにのみ婚姻とは別の制度を設けることは新たな差別を生み出す可能性があることなど、原告らの主張を汲んだ内容となっている。また、多様な国民感情に理解を示しながらも、そのことをもって同性婚を法制化しない合理的理由になりえないと指摘するなど、同性婚法制化をしない理由に根拠がないことが丁寧に述べられている。

多様性尊重の原理に従い、性自認・性的指向も含めて個人の属性に関係なく、個人の権利が十分に尊重される社会であることを願う当協会の立場からは、本判決を高く評価したい。

あわせて、提訴以来、さまざまな困難を乗り越えて本判決を勝ち取られた原告及び弁護団には深く敬意を表したい。

大阪以外の各地の高等裁判所においても、同性婚を認めない現行法を違憲とする判決が下されている一方で、国の対応が遅々として進まないことは大変遺憾に思う。パートナーシップ制度を導入する市町村も増えており、国においては、性的少数者の権利擁護に率先して取り組み、あわせて同性婚の法整備に向け速やかに着手するよう求めたい。

最後に、「ソーシャルワークのグローバル定義」ならびに「ソーシャルワーカーの倫理綱領」が求めているように、多様性の尊重の原理に従い、性自認・性的指向も含めて個人の属性に関係なく、個人の多様性が十分に尊重され、すべての人の権利が尊重される社会が実現するように、私たちは思いを共にする人々や組織と連帯していくことを表明する。

そして、当協会会員のみならず、日本のソーシャルワーカーが私たちと歩みをともにするよう広く呼びかける。

以 上